

# 【入居中のいろいろな手続きについて】

住宅は暮らしを営むためにお貸しし、建物は府が整備したものをそのまま使っていただくことが原則となっています。また、住むことができるのは、申込者と申し込まれたときの家族のみですので、御注意願います。

入居中に必要な主な手続きは次表のとおりですが、特に次のことに注意してください。もし、手続きを怠りますと明渡し請求することがありますので、十分注意してください。

## 1 目的外使用について

住宅を住まい以外の目的に使用することは、下記(※)の場合を除き原則として認められません。下記(※)の必要ができたときは事前に府営住宅管理センターに申請をして承認を受けてください。

(※) 視覚障害者の鍼、灸、あん摩マッサージ施術所及び個人タクシー連絡所

## 2 模様替えについて

アマチュア無線等個人のアンテナの設置や増改築等を行うことは、原則として認められません。もし、手摺設置やレバー式ドアノブに取替等の必要がある場合は、府営住宅管理センターに事前に申請をして承認を受けてください。

## 3 入居者、同居親族の異動について

申し込まれたときの入居者、同居親族に増減、異動があれば必ず府営住宅管理センターに届け出や申請をしてください。

また、住宅を他人に貸したり、入居の権利を他人に譲渡することはできません。

## 4 住宅の明渡し手続きについて

住宅を明け渡そうとするときの手続きは次のとおりですので、忘れないようにしてください。

- (1) 退去の10日前までに明渡し届を府営住宅管理センターまで提出してください。
- (2) 入居者が模様替え、増改築したものは必ず元どおりにし、設置したものは取りはずして持って出てください。
- (3) 入居者が費用を負担して行わなければならないことになっている(別表 修繕負担区分表参照)箇所の修繕をしてください。
- (5) 水道、電気、ガス等の供給停止の手続き(使用料の清算を含む)を退去前に行ってください。
- (6) 住宅内の個人所有物は、所定の手続きを経て処分又は搬出し、住宅内に残さないようにしてください。
- (6) 住宅の清掃等が終了したら、入居者立ち会いの上で府営住宅管理センターが検査を行います。

なお、府営住宅管理センターの検査に合格しない場合は、合格するまでの間の家賃を負担していただきます。

入居中の手続き	申 請 ・ 届 出 の 内 容
府営住宅等継続居住申出書	入居者が同居の親族を残し死亡又は特別の事由により府営住宅を退去した場合にその親族が引き続き居住したいとき
府営住宅等家賃減免申請書	災害、疾病等により収入が著しく低額となるなど特別の事情で家賃を減免してもらいたいとき
府営住宅等同居届	出生、婚姻、養子縁組で同居となったとき
府営住宅等同居承認申請書	上記以外の理由で、現在入居されていない親族を同居させようとするとき
入居者台帳記載事項変更届	同居人が死亡したり、府営住宅等から転出したとき、又は、入居者等の姓・名に変更があったとき
府営住宅等併用承認申請書	府営住宅の一部を他の用途に使用したいとき
府営住宅等模様替え（改築・増築）承認申請書	府営住宅の一部を模様替え、改築、又は増築しようとするとき
府営住宅等明渡届	府営住宅を明け渡そうとするとき
証明書交付申請書	住居手当申請等のため勤務先等への提出が必要なとき
自動車保管場所使用承認申請書	駐車場が未整備の団地において、身体障害者の方で生活上、自動車が必要で、公共空地に自動車の保管場所が必要なとき。（ただし、申請者が入居する棟の自治会長の承認を得て申請のこと。）
府営住宅等長期不在届	正当な事由により1箇月以上居住しないとき

※ 入居されている団地を管理している府営住宅管理センターに連絡をし、必要書類等を確認のうえ提出してください。（P42 参照）